

(3) 訪問教育対象数・担当教員数の推移

年度 項目	50	51	52	53	54	55	56	57
対象数	36	40	52	72	107	109	105	112
担当教員数	9	10	12	18	25	29	32	33

(4) 心身の障害による就学猶予・免除数の推移

年度 項目	50	51	52	53	54	55	56	57
就学猶予数	167	132	84	68	46	35	34	23
就学免除数	98	89	70	45	11	7	4	3

※全就学猶予・免除者のうち、心身に障害を有するために、
猶予・免除となった者の数

3 教職員人事・任用

- (1) 盲・聾・養護学校の教職員人事については、その教育内容、指導法等の特殊性に鑑み、経験豊かな有為の人材を確保し、教職員組織の強化と、教育活動の充実を図ることに努めた。そのため、一般小、中、高等学校との積極的な人事交流を行うとともに、教員の採用についても、昭和57年度は、特殊教育関係の採用事務を一元化するなどの改善を加え、専門性を有する教員の適正な配置と、教育効果の向上に資することに努めた。更に、介助員については、児童生徒の障害の重度化に伴い、年次計画に基づいて、昭和58年度には4名を新たに配置し、合計13名となった。
- (2) 人事異動の概要については、第3章義務教育及び第4章高等学校教育の、教職員人事・任用の項を参照のこと。

4 学校・学部の設置

(1) 須賀川養護学校に高等部新設

- ① 設置年度 昭和57年度
- ② 設置目的 本来、高等学校の対象者であるが、長期の医療の必要や、病弱等のため、通常の高等学校での学習が困難な者を対象として、病状に配慮して、高等学校に準した教育を行う。
- ③ 課程・学科 全日制・普通科
- ④ 学級数 1学級(学年進行により、完成年度3学級)
- ⑤ 昭和57年度、高等部校舎増築

(2) いわき養護学校開設準備室の設置

- 昭和58年4月の開校を予定して、いわき養護学校の開設準備に当たった。
- ① 準備室開設年月日 昭和57年12月1日
 - ② 準備室設置場所 県立聾学校平分校内
(○学校建設場所 いわき市平上神谷字石の町13-1)
 - ③ 準備室職員 専任(教諭) 2名
兼任(教頭、主査)2名
 - ④ 昭和57年度 第一年次、小学部5学級、中学部3学級分の教室を含む 1,565m²

第一期工事終了

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

障害者に対する理解の広がりとともに高まっている、養護教育への社会的な期待に対応し、「障害をもつ子どもたちへの豊かな教育の推進」のため、教育機会の拡大、教育活動の充実、教職員の確保と指導力の向上、教育施設・設備の充実を重点目標とし、その達成に努めた。

(2) 指導組織

課長、主幹、課長補佐、主任管理主事、管理主事、主任指導主事各1名、指導主事4名、及び、主査、主事各1名、各教育事務所の養護教育担当指導主事7名(兼任)、及び、養護教育担当指導委員13名(県立学校6名、公立学校7名)をもって、指導にあたった。

(3) 学校教育指導の重点

<学校・学級経営上の配慮事項>

- ① 学校・学級の実態に即した運営を図る
 - ① 学校の実態に即した教育目標を立て、全職員の共通理解のもとに、効果的な教育活動を進める。
 - ② 特殊学級の編制方針を明確にし、学校経営に正しく位置づけた適切な運営に努める。
 - ③ 福祉、医療等の関係機関と密接に連携した学校・学級の運営に努める。
- ② 適正な就学指導の推進を図る。
 - ① 校内の就学指導組織の活動を、学校の全体計画に組み入れ、活動の活発化と適正化に努める。
 - ② 特殊学級設置校では、養護教育に関する研修を企画するなど、特殊学級に対する全職員の理解を深めることに努める。
 - ③ 校内就学指導組織と、市町村就学指導審議会等の関係機関との連携を密にして、適正就学を推進する。
 - ④ 児童生徒の障害について、保護者の認識を深めるとともに、地域社会の障害に関する正しい理解を広げ、就学指導を円滑に進める基盤づくりに努める。
- ③ 教育課程の適正な編成を図る
 - ① 学習指導要領の趣旨を徹底し、指導内容や形態に創意工夫を加え、適切な指導計画の作成に努める。
 - ② 児童生徒の障害の種類・程度に応じ、個別に指導を進められるよう、弾力的な教育課程を編成する。
 - ③ 盲・聾・養護学校では、小・中・高一貫教育の視点からの検討など、教育課程の評価、改善に努める。
- ④ 交流教育の推進と定着を図る
 - ① 交流教育の趣旨を徹底し、学校間の理解を深め、望ましい協力体制をつくることに努める。
 - ② 児童生徒に交流教育の趣旨の指導を徹底し、積極的に交流に参加する態度を育成する。
 - ③ 交流方法を工夫し、学校の教育計画に正しく位置づけられた教育活動として、定着することに努める。